

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 広報発信に係る事業協力者 公募要領

(目的等)

第1 本要領は、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025（以下「本大会」という。）において競技等の放映・報道・番組、配信、気運醸成等の広報発信に係る事業協力者の公募に関して必要な事項を定める。

なお、公募に係る事務手続については、大会主催者である一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「連盟」という。）、東京都（以下「都」という。）、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）を代表し、事業団が担うものとする。

(定義)

第2 本要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|--|
| (1) 放映 | 本大会における試合並びに開会式、閉会式及び準備・運営業務（以下「イベント等」という。）をテレビ（ケーブルテレビによる配信を含む。）で放送すること |
| (2) 報道 | 本大会における試合及びイベント等に関する出来事をテレビ（ケーブルテレビによる配信を含む。）を通じて不特定かつ多数の者に対して知らせること |
| (3) 番組 | 本大会における試合及びイベント等を取り上げて編集・放映する事項の種類、内容、分量及び配列のこと |
| (4) 配信 | 本大会における試合及びイベント等をインターネットを利用して動画などを公衆に送信すること |
| (5) 放映権 | 本大会における試合及びイベント等を放映又は配信する権利のこと |

(放映権の許諾)

第3 放映権の許諾に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業団は、第6により事業協力者として選定された応募者に対し、放映権を無償で許諾する。

なお、放映権の許諾の条件の詳細は、第7（3）に基づき締結する放映権契約で定めるものとする。

- (2) 前号の許諾の期間は、第7（3）に基づき締結する放映権契約の締結日から令和8年1月30日（金）までとする。

(3) 本項第1号の放映権の許諾は非独占的なものであり、事業団は、応募状況によっては、複数の事業協力者に対し、同様の内容の許諾を行う可能性がある。

(事業協力の内容・応募)

第4 応募に当たって考慮すべき事項、提案内容及び事業協力期間は、次のとおりとする。

(1) 応募に当たって考慮すべき事項

ア 事業団は、事業団の YouTube アカウントを用い、本大会時の全競技の競技動画配信を行う予定である。決勝競技日以外については、特定のコート等による定点の撮影素材、決勝競技日については、定点カメラに加え ENG カメラ等の有人カメラによる撮影素材を配信する想定である。また、決勝競技日は、国際手話通訳・日本手話言語通訳及び字幕などによる情報保障により放映のバリアフリーを意識した撮影素材を配信する予定である。以上の事業団による撮影素材については、別途手続をした応募者等に広く素材提供を行うものとする。

イ 前号アの事業団が提供した素材を活用し放映等を行う提案も受け付けるものとする。

ウ 応募者は特定の1競技の広報発信、複数競技の広報発信等、自由に提案を行うことができるものとする。

(2) 提案内容

提案に当たっては、事業協力できる可能性がある内容とし、可能な限り以下を明記すること。

ア 地上デジタル放送、衛星放送、有線放送（ケーブルテレビ）、インターネット配信等の種類

イ 配信を行うサービスの種類

ウ 放映、配信時間における放送時間帯（タイムランク）

エ 放映、配信時間（尺）

オ 番組名・番組情報（主旨や目的）

カ 放映、配信エリア

キ 想定視聴率又は想定視聴者数

ク 広告換算

ケ 情報保障（国際手話、日本手話言語、日本語字幕等）

コ その他、応募者が試合及びイベント等の放映・報道・番組、配信等を行うことによる意義・効果及び応募者の強みとしている事項

(3) 事業協力期間

事業協力協定締結日から令和8年1月30日（金）までとする。

(応募の資格)

第5 応募の資格は、次の(1)及び(2)を満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であること。

ア 日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟に所属する放送局

イ 国内で過去に行われた主な国際スポーツ大会

(参考：https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/miru/kokusai_list.html)

と同等規模の放映、配信実績がある者

ウ その他連盟、都及び事業団の認める法人

(2) 次に掲げる全ての事項に該当しない者であること。

ア 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められる者。

イ 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)であること。

ウ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。

エ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。

オ デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。

(選定)

第6 第5の応募の資格を満たす者について、第4(2)の提案内容等を総合的に判断し、事業協力者を選定する。

(事業協力協定の締結)

第7 第6により事業協力者として選定された応募者と事業団の事業協力の内容は、次のとおりとし、その他の内容は、別途協議の上、事業協力協定を締結して定めることとする。

(1) 事業協力に要する費用は、原則として事業協力者の負担とする。ただし、事業団が本大会の準備・運営に当たり、必要と判断した場合、事業協力者の事業協力内容に対して、予算の範囲内で、費用を負担することがある。

(2) 事業協力者は、本大会における試合及びイベント等について撮影及び編集した映像等の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を、連盟、都及び事業団に譲渡するものとし、その著作物である映像の全部を無償で連盟、都及び事業団に提供するものとする。なお、事業協力者は、自己又は第三者をして、連盟、都及

び事業団に移転した著作権について、著作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 第6により事業協力者として選定された応募者と事業団は、本大会の競技詳細日程の確定後、別途、放映権契約の締結について協議を行うものとする。

(応募手続)

第8 応募手続は次のとおりとする。

(1) 募集期間

令和7年1月10日(金)から令和7年1月31日(金)まで(必着)

(2) 提出書類

ア 東京2025デフリンピック広報発信に係る事業協力業務提案書

イ 公募参加申請に係る誓約書

(3) 提出方法

以下第10の提出先まで、Eメールにより提出すること

(4) 費用負担

応募に要した費用は、全て応募者の負担とする

(その他)

第9 放映・報道・番組、配信等の制作に関して、スポンサーの広告宣伝を挿入する場合は、本大会の協賛者への配慮が必要になるため、別途事業団と協議するものとする。

(提出先・問合せ先)

第10 応募者は、以下の提出先まで、Eメールにより提出すること。

公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団

デフリンピック準備運営本部総務部企画・広報グループ

住所 〒135-0064

東京都江東区青海 2-4-24 青海フロンティアビル 14階

電話：03-6380-7765 メール：koho@deaf2025.jp

附則

この要領は、令和7年1月10日から施行する。